

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

平成30年6月定例会

民生環境委員会 第65号議案 健康・子ども部 子ども支援課 資料

改正理由

児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準を、条例で定めなければならないとされており、そのうち、事業に従事する者及びその員数（配置数）については、厚生労働省令で定める基準に従うことと定められている。

この基準を定めた厚生労働省令が改正され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

改正となる条例 第11条に定めている主な内容

- ・放課後児童健全育成事業に従事する者（職員）及びその員数（配置数）
- ・放課後児童支援員になるための資格要件等

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第11条</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3）学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p><u>（4）学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>（5）から（8）まで （略）</p> <p>（9）高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4及び5 （略）</p>	<p>（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>

【舞鶴市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要】

- ① 設置クラブ数： 17地域 25クラブ
法人運営 3クラブ
- ② 利用児童数： 809名（平成30年4月1日現在）
- ③ 放課後児童クラブ従事者数： 212名（平成30年4月1日現在）
- ④ 放課後児童支援員資格取得者数：82名（平成30年3月31日現在）
（資格取得者の割合 約40%）

改正の概要

1. 教員免許の更新の有無に関わらず資格要件に該当することを明確化

【第11条 第3項 第4号】 改正

（改正前）教諭となる資格を有する者を資格者として規定

→教員免許の更新制との関係で、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いが不明確

（改正後）教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者を資格者として規定

→教員免許を取得したことのある者で有れば、その後に免許の更新をしていなくても、免許状の有効期間を経過している場合であっても教員免許を有する者は、放課後児童支援員の資格者であることを明確に規定

2. 放課後児童支援員（放課後児童クラブの支援員）の資格要件の拡大

【第11条 第3項 第10号】 新設

（改正前）第3号及び第9号規定により、高等学校等の卒業が前提条件

→経験豊富な支援員でも高等学校等を卒業していなければ放課後児童支援員になることができない

【改正に至った経緯】

- 地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入
- 国に対し、本市をはじめ各自治体から資格要件の拡大に関する提案がなされた。

（改正後）第10号規定を新設

→学歴要件に関わらず、放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者で市長が適当と認めたものを資格者として規定